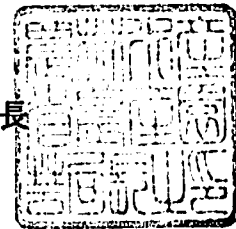


10農産第2747号
平成10年4月1日

横浜植物防疫所長 殿

農産園芸局長



植物検疫関係通達の一部改正について

下記の通達の一部について、それぞれ別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、お知らせする。

については、本件の取扱について了知の上、遺憾のないように取り図られたい。

記

一部改正される通達

- (1) ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和47年5月27日付け47農政第2552号)
- (2) オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(平成6年10月25日付け6農蚕第6660号)
- (3) オランダ王国産トマト及びピーマンの生果実に関する植物検疫実施細則(平成5年2月1日付け5農蚕第112号)
- (4) 南アフリカ共和国産スイートオレンジ、レモン及びグレープフルーツ並びにスワジランド王国産スイートオレンジ及びグレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則(昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号)
- (5) イスラエル産スイートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティ生果実に関する植物検疫実施細則(平成2年3月20日付け2農蚕第1124号)
- (6) オーストラリア連邦産スイートオレンジ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則(平成4年5月6日付け農蚕第2080号)

- (7) スペイン国産レモン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則(平成8年9月17日付け8農産第5843号)
- (8) チリ共和国産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年2月6日付け63農蚕第625号)
- (9) チリ共和国産キウイフルーツ生果実に関する植物検疫実施細則(平成3年7月17日付け3農蚕第3886号)
- (10) チリ共和国内の指定地域で生産される生果実に関する植物検疫実施細則(平成8年2月5日付け8農産第1044号)
- (11) 台湾産ポンカン, タンカン, リュウチン種のスウィートオレンジ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則(昭和55年4月3日付け55農蚕第1357号)
- (12) 台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号)
- (13) フィリピン共和国産パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則(平成6年4月25日付け6農蚕第2525号)
- (14) 中華人民共和国産れいし生果実に関する植物検疫実施細則(平成6年4月25日付け6農蚕第2525号)
- (15) フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号)
- (16) タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和62年2月20日付け62農蚕第842号)
- (17) 中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年2月27日付け63農蚕第939号)
- (18) アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号)
- (19) カナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号)
- (20) ニュー・ジーランド産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則(昭和60年8月21日付け60農蚕第4537号)
- (21) アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号)
- (22) ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則(昭和63年11月29日付け63農蚕第6884号)

- (23) ニュー・ジーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則(平成5年6月1日付け5農蚕第3724号)
- (24) アメリカ合衆国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則(平成6年8月22日付け6農蚕第5026号)
- (25) アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則(昭和61年3月25日付け63農蚕第1521号)
- (26) アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則(昭和54年6月30日付け54農蚕第4497号)
- (27) 中華人民共和国産いねわら畳床に関する植物検疫実施細則(平成8年2月5日付け8農産第1045号)
- (28) フランス共和国産りんご生果実に関する植物検疫実施細則(平成9年9月10日付け9農産第6406号)
- (29) 台湾産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則(平成9年12月19日付け9農産第8772号)
- (30) カナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則(平成9年12月19日付け9農産第8773号)

フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第15のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則別表1の付表第15のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>6 輸入検査</p> <p>(1) ↳ [略]</p> <p>(2)</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>6 輸入検査</p> <p>(1) ↳ [略]</p> <p>(2)</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(4) [略]</p>